

改訂の沿革

本市における給水装置工事の設計施工に係る要綱等の変遷は、昭和 25 年に「上水道給水工事施工要綱」を制定して以来、近代水道の構築と共に本市給水装置の技術基準書として改訂を重ね、指定事業者のみならず建築業界などの関係者にも広く活用されている。

これら設計施工要綱等の変遷を明らかにするために、下記のとおり改訂の沿革を掲載する。

記

昭和 25 年	「上水道給水工事施工要綱」(直営工事用)を制定
昭和 29 年	同要綱の改訂
昭和 30 年	「給水装置技術講義録」として設計者用に冊子を製作
昭和 31 年	「給水工事設計施工要綱」(業者工事用)を制定
昭和 41 年	「給水工事設計施工要綱」直営工事及び業者工事共通として発刊 従来 of 給水工事実施要領、メータの設置に関する要領、地下埋設管取替工事実施要領、上水道工事に関する心得などの各要領を集約し製本した。
昭和 43 年 4 月	「給水工事設計施工要綱」改訂
昭和 45 年 4 月	「給水工事設計施工要綱」改訂
昭和 47 年 5 月	「給水工事設計施工要綱」改訂
昭和 49 年 4 月	「給水工事設計施工要綱」改訂
昭和 51 年 4 月	「給水工事設計施工要綱」改訂
昭和 53 年 4 月	「給水工事設計施工要綱」改訂
昭和 55 年 4 月	「給水工事設計施工要綱」改訂
昭和 57 年 4 月	「給水工事設計施工要綱」改訂
昭和 59 年 6 月	「給水工事設計施工要綱」改訂
昭和 61 年 4 月	「給水工事設計施工要綱」改訂
平成 元年 7 月	「給水装置工事設計施工指針」に名称を変更し、全面改定を行った。 給水装置の設計施工基準を根本から考え、その根底にある基本を表現するため「絶対的基準と指導的基準」に大別し、時代の要求に対応できるようリフレッシュ化を図り、構成も見直すなど全面改定を行った。
平成 6 年 4 月	「給水装置工事設計施工指針」改訂
平成 10 年 4 月	「給水装置工事設計施工指針」改訂 規制緩和を目的とする水道法等の改正に伴い、本市水道事業給水条例及び同施行規程の一部改定を行った。このことに合わせて、厚生省による「給水装置標準計画・施工方法」を参考にするなど指定工事店制度の広域化を考慮し、改訂を行った。
平成 15 年 4 月	「給水装置工事設計施工指針」全面改訂
平成 20 年 4 月	「給水装置工事設計施工指針」全面改訂
平成 25 年 4 月	「給水装置工事設計施工指針」全面改訂
平成 27 年 4 月	(同年 8 月・11 月)「給水装置工事設計施工指針」一部改訂
平成 29 年 4 月	「給水装置工事設計施工指針」一部改訂
令和 2 年 4 月	「給水装置工事設計施工指針」一部改訂
令和 3 年 4 月	「給水装置工事設計施工指針」一部改訂
令和 4 年 4 月	「給水装置工事設計施工指針」一部改訂
令和 5 年 4 月	「給水装置工事設計施工指針」一部改訂
令和 6 年 4 月	「給水装置工事設計施工指針」一部改訂